

令和8年度

「フレンドあいあい」

フレンドあいあいHP



「フレンドあいあい」は、いろいろな理由で学校に行くことができない子どもたちが、「安心できる居場所」として通うことができる教室です。教室では、学習や運動、小集団活動を通して、児童生徒の自主性・主体性を尊重しながら興味・関心・能力に応じて弾力的な指導を行うとともに、保護者との相談も進めながら、社会的に自立することや学校生活への復帰ができるように支援します。

《対象》

本市に在住、または小・中学校の在籍者が対象です。（小学1年～中学3年）

※小学1～3年児童は保護者が市総合教育センターで個別相談を継続的に受けることを条件とします。

《活動日・時間》

◇月～金曜日…9時から15時まで

◇週1日…体育活動（あいあい体育）を行います

※その日は午後から個別相談、研修等を行うので、午前のみ。

《場所》

◇京成実籾駅より徒歩10分。（裏面地図参照）

◇東習志野こども園内に教室があります。

詳しくはお電話で御案内します。

《学習内容》

各自のペースで自主的に学習を進め、様々な楽しい活動にも参加することができます。

- ◇国語、算数（数学）などの教科の学習
- ◇バドミントン・卓球などの運動
- ◇読書の日
- ◇書道教室
- ◇英語活動
- ◇調理実習
- ◇パソコン学習
- ◇自然体験学習など

学習室



英語活動



書道教室

フレイルーム



休憩室



あいあい体育

「フレンドあいあい」の意味は…？

Eye---目

I----自分

愛---かわいがる

慈しみ

合---語調を整える時に使う語

相---共に、一緒に

間---あいだ

藪藪---打ち解けた様

なごやかな様

Friend・I---友と私

触れ合い

◇たくさんの意味が込められた、愛情に満ちた名前です。

「フレンドあいあい」

相談・見学・体験の希望はお電話で。

☎047-471-1236

9:00～15:00（土日祝祭日を除く）

*体育活動の日 9:00～11:15

つながらないときは、習志野市総合教育センター教育相談へおかけください。

☎047-475-8341

「フレンドあいあい」

～入級までの流れ～

★迷わずお電話を！



保護者

①

[学校] 担任や校長・教頭と相談
※各校の校内教育支援センターの利用についても御相談ください。

[総合教育センター 教育相談]
【個別相談】
お子様のことについて相談ができます。
まずは電話相談をしてください。
☎ 047-475-8341

「フレンドあいあい」

直接
電話相談
☎ 047-471-1236

②

見学
体験

③

入級

- * お子様の状況によらず、迷わずお電話ください。
- * 電話で相談し、見学日を予約します。（見学は保護者とお子様で）
- * 見学後、体験日を予約します。（体験時間は相談可）
※小1～小3児童は、保護者が市総合教育センターにおいて個別相談を継続的に受けることが条件ですので、個別相談実施後に体験を行います。
- * 体験を通して通級可能なら入級となります。（通級申請書をお渡します。）

☆ご案内☆

- 「フレンドあいあい」は、習志野市総合教育センターが運営しています。
- 登校する場所を「フレンドあいあい」にすることで、“学校に出席”扱いとなります。
- 現在通っている学校に籍をおいたまま入級できます。
- 学校と「フレンドあいあい」のどちらにも登校できます。
- 入学金や授業料はかかりません。実習費のみ集金します。また、公共交通機関を使って通う場合は、学生割引の定期券発行が可能です。（在籍校に申請）
- 学習に使うドリル等は、各自で持ってきてください。
- 昼食は、各自でお弁当を持ってきてください。
- 小学生は原則として保護者等に送迎してもらいます。但し、小学4～6年生については、特別な事情により保護者の送迎が困難な場合、在籍校の校長の許可を得て（「自力通級許可願」を提出して申請）自力通級をすることができます。
※特別な事情とは、保護者が働いているなど、保護者による送迎が困難で、かつ親戚等に送迎の協力を仰ぐことができない場合を言います。

